

県南広域振興局長告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年12月6日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 江刺室根線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市大東町沖田字奈良崎5番3地先から字前田野大住 国有林260林班ち小班地先まで	新	B 50.6~13.5 m	m 1,191.0
	旧	A 36.5~6.3	1,213.0
		B 37.1~13.5	1,191.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - イ 期間 平成25年12月6日から平成26年1月6日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 平泉停車場中尊寺線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
西磐井郡平泉町平泉字鈴沢122番1地先から花立212番5 地先まで	新	m 45.9~6.5	m 316.5
	旧	15.3~6.5	316.5
西磐井郡平泉町平泉字花立121番3地先から110番3地先 まで	新	31.8~11.1	145.0
	旧	18.2~11.1	145.0
西磐井郡平泉町平泉字衣関326番1地先内	新	26.4~20.1	13.3
	旧	21.6~20.1	13.3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - イ 期間 平成25年12月6日から平成26年1月6日まで